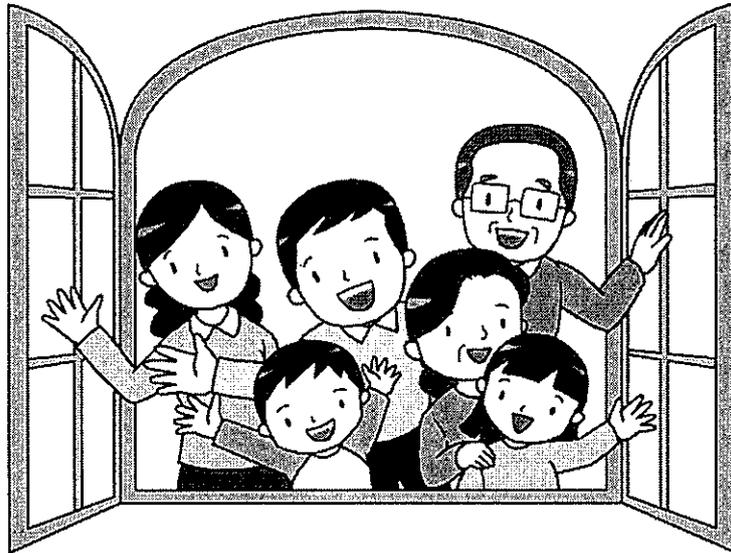


第45回

宍粟市国民健康保険運営協議会



令和5年1月26日（木）

宍粟市

市民課・税務課・保健福祉課

資料目次

【協議事項】

1	国保制度の概要	p1
2	国民健康保険事業費の概要	p3
3	令和5年度宍粟市国民健康保険事業計画（案）	p4
4	令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）	p18
5	標準保険料率算定結果比較表	p19
6	宍粟市における保険税率の決定	p24
7	令和5年度地方税制の改正（案）について	p25
8	宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移	p27
9	令和5年度年税比較	p28
10	宍粟市国民健康保険事業基金の状況	p30
11	国民健康保険加入被保険者数等の状況	p31
12	保険給付費の状況	p32

【報告事項】

13	特定健診・特定保健指導受診率の推移	p33
----	-------------------	-----

【別添資料】

- 1 兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ（概略版）
- 2 国民健康保険の用語説明
- 3 令和4年3月診療ジェネリック医薬品数量シェア率（兵庫県内）
- 4 国民健康保険運営協議会委員名簿
- 5 国民健康保険運営協議会に係る関係法令（抜粋）

【当日資料】

- 1 令和5年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用について



国保制度の概要

国民健康保険とは

病気やケガに備えて被保険者がお金を出し合っ(国保税)、医療費の補助に充てる社会保障制度で、公的な医療保険です。

平成 29 年度までは市町村国保のみで運営していましたが、平成 30 年度より国保制度の安定化を図ることを目的に、市町村とともに都道府県が国保事業の運営主体となりました。将来的には、都道府県での同一所得・同一保険料をめざしています。

都道府県の役割

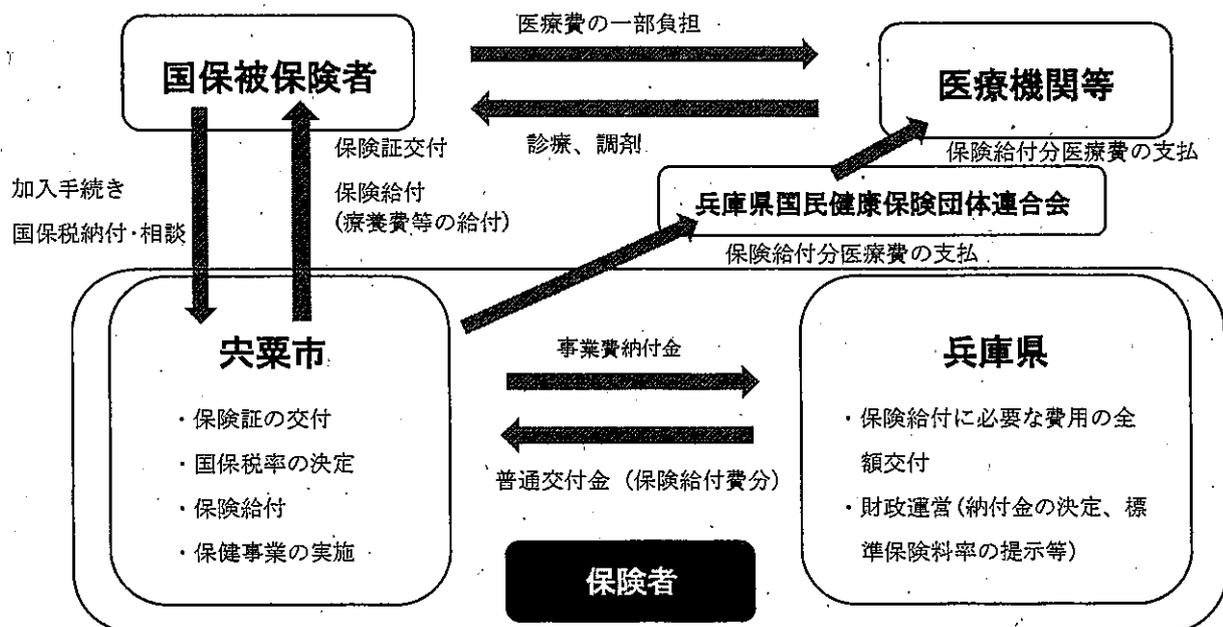
国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担っています。主な役割は次の 4 点です。

- ① 都道府県は保険給付費にかかる費用を全額市町村に交付する。(普通交付金。傷病手当金のみ特別調整交付金)
- ② 県全体での財政運営を行うための予算を試算し、市町毎の納付金額を示し、財政運営を行う。
- ③ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、県は、当該年度の納付金額を踏まえた市町村ごとの標準保険料率を提示する。
- ④ 国保の運営方針を定め、市町村の事務の標準化や効率化を推進する。

※兵庫県国民健康保険事業運営方針は、平成 30 年 1 月に策定され、令和 4 年 3 月に一部改正がありました。

市町村の役割

資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収及び保健事業等、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行います。



市町村国保の事業と国保税の流れ

国民健康保険は国民皆保険の基盤であり、被保険者の健康維持増進に重要な役割を果たしています。しかし、被保険者に年齢構成上高齢者が多いこと等により医療費が高い、所得が低い者の加入が多く、所得に占める保険税負担が重いという課題があり、事業運営が不安定になりがちです。

被保険者が適切な時期に適切な治療を受けないと、病状が悪化し医療費が高くなります。医療費が増え続けると、市町村が県に納付する事業費納付金が増え、それを賄う国保税が増えて被保険者の負担が増し悪循環におちいる可能性があります。そうならないように、市町村は国保事業が適切に運営できるように、被保険者に対し保健事業等を実施しています。

◎主な事業

事業名	内容
一般事務事業	人件費や被保険者証等の印刷・交付、年次更新に関する各種費用。資格適正化関係や国保に関するシステムの委託管理費用。各種負担金、等
徴収事務事業	国保税の賦課、納付書発行、国保債権徴収事務に関する費用。
保険給付費事業	被保険者の医療費の負担及び出産育児一時金や葬祭費に係る費用。すべて普通交付金で賄われる。
国保事業費納付金	県と市町が一体になって国保を運営するために県に支払う納付金。県が前年度に見込額を計算して市町ごとに決定する。
保健事業	特定健診、特定保健指導事業等、被保険者の健康維持増進のために行う事業と医療費適正化のため（医療費通知、後発医薬品普及事務、重症化予防）に行う事業がある。
保険給付費等返還金	2月診療概算支払の余剰分や資格喪失後受診返還金及び第三者行為納付金を県に返還する。
国保診療所会計繰出金	特別交付金から国保診療所分を国保診療所会計に繰出しする。
予備費	予算で支払うことができない支出があったときに使用する。

◎国保税の流れ

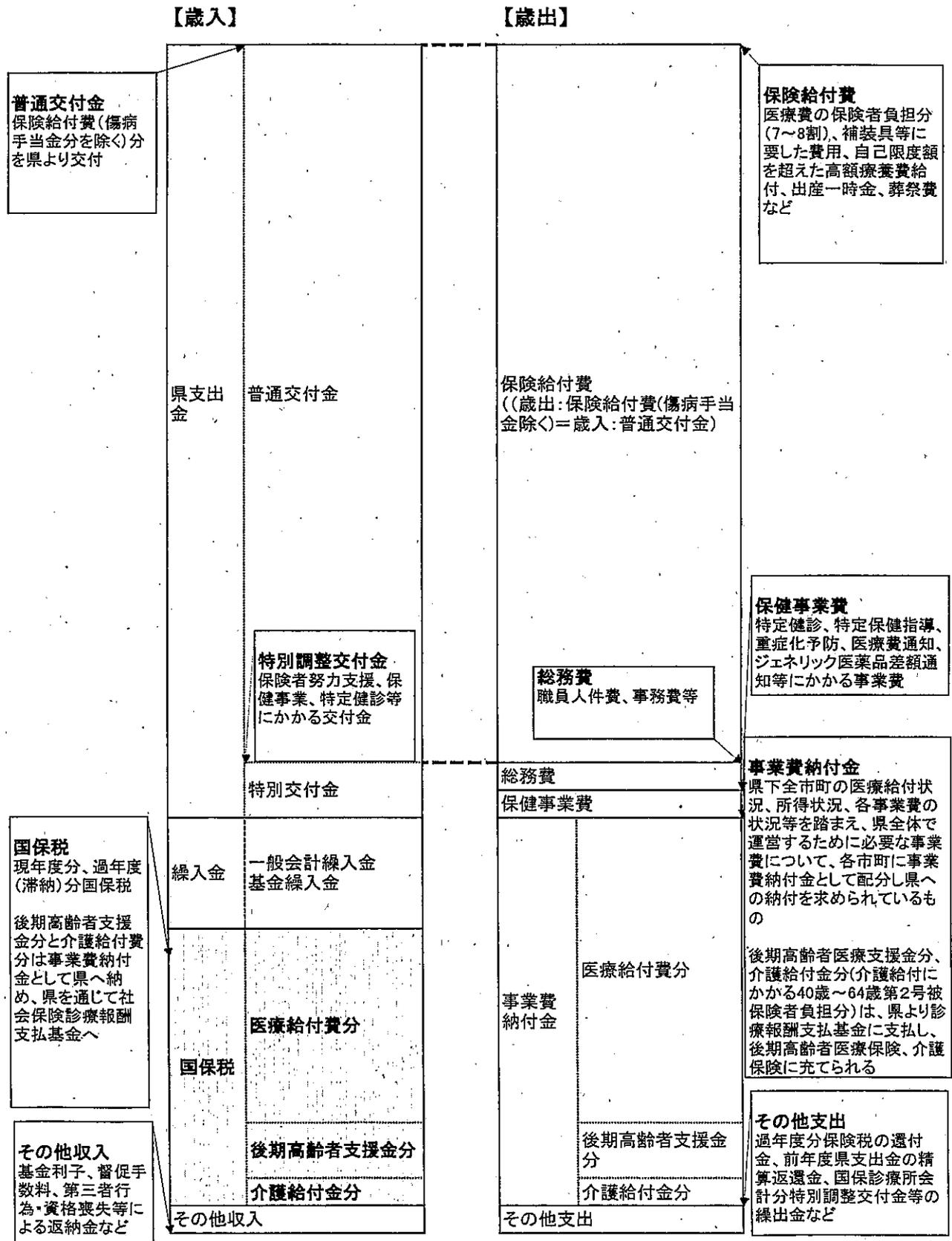
国保税は事業費納付金、保健事業の内、国、県からの交付金、一般会計からの繰入金を差引して残った分と予備費に充てられます。事業費納付金が支出として一番多く、納付金額が増えると国保税の負担も増えてしまいます。

●税の充当イメージ

出	事業費納付金	予備費	保健事業
入	交付金 繰入金	国保税	
			交付金 繰入金

国民健康保険事業費の概要

●歳入歳出の確定している予算額を計上し、最終的に不足する経費分について、国民健康保険税で賅う。



令和5年度宍粟市国民健康保険事業計画（案）

令和5年 月
市民課・税務課・保健福祉課

1. 計画の目的

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として医療保険制度の基盤的な役割を果たしているが、制度の特性として低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、保険税に対して医療費は高額となる傾向があり、また所得は低い水準にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えている。

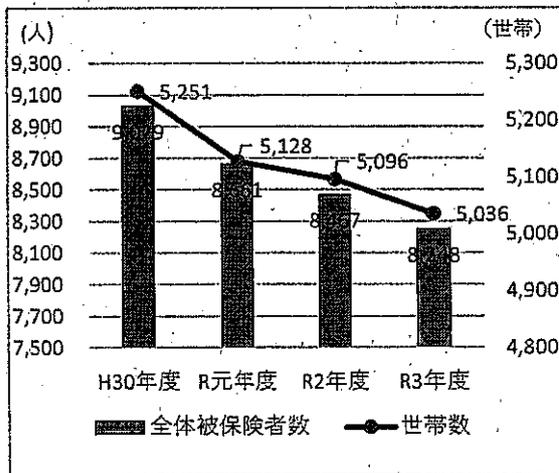
このような課題がある中、同一所得・同一保険料という保険制度の理想をめざし、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、平成30年度から県が保険者に加わり、市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなり、平成30年1月には兵庫県国民健康保険運営方針（以下「県運営方針」という。）が策定された。また、令和2年12月には、市町等との協議を経て令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする県運営方針の改定がされた。また令和4年度には、令和9年度に標準保険料率の統一を達成するための方針として「兵庫県における保険料水準の統一にむけたロードマップ」（以下「ロードマップ」という）が作成された。本計画は、県運営方針及びロードマップを踏まえ、宍粟市の地域実情に応じ、かつ健全な国民健康保険事業運営を行うべく、令和5年度における主要事業と主な取り組みについて定める。

2. 宍粟市国民健康保険の現状と課題

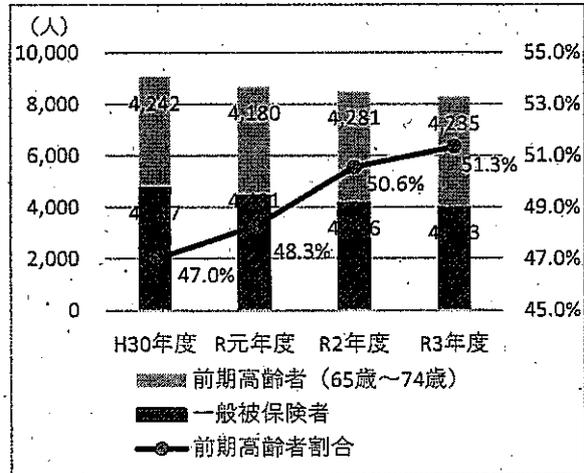
(1) 被保険者状況

被保険者は令和元年度以降200人程度減少しており、その一方で65歳～74歳までの前期高齢者数は増加傾向にある。令和2年度以降前期高齢者の割合が50%以上になり、今後もその傾向が続くと考えられる。また、令和4年10月から年金改正法成立による社会保険適用拡大、後期高齢者医療への移行等により、令和4年9月末から10月末までの被保険者数が100人程度減少する等、被保険者数が大きく減少している。

【全被保険者数及び世帯数の推移】



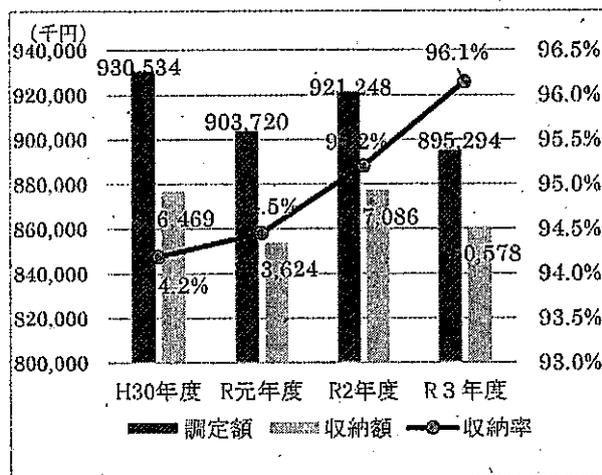
【全被保険者数と前期高齢者数及び割合推移】



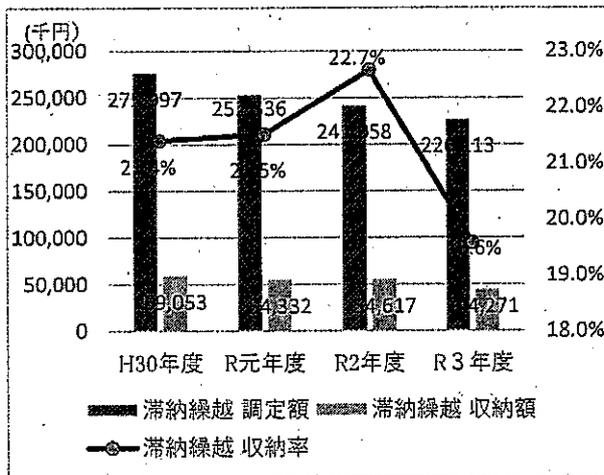
(2) 国保税の状況

国保税について、以前は所得割、均等割、平等割、資産割の4方式であったが、県方針を受け、令和2年度に資産割を撤廃し3方式に改正した。宍粟市国保事業運営の健全化に向けて、令和2年度、令和4年度に税率改正を実施した。収納率は年々向上しているが、被保険者数の減少により調定額・収入額は減少し、厳しい事業運営を迫られている。

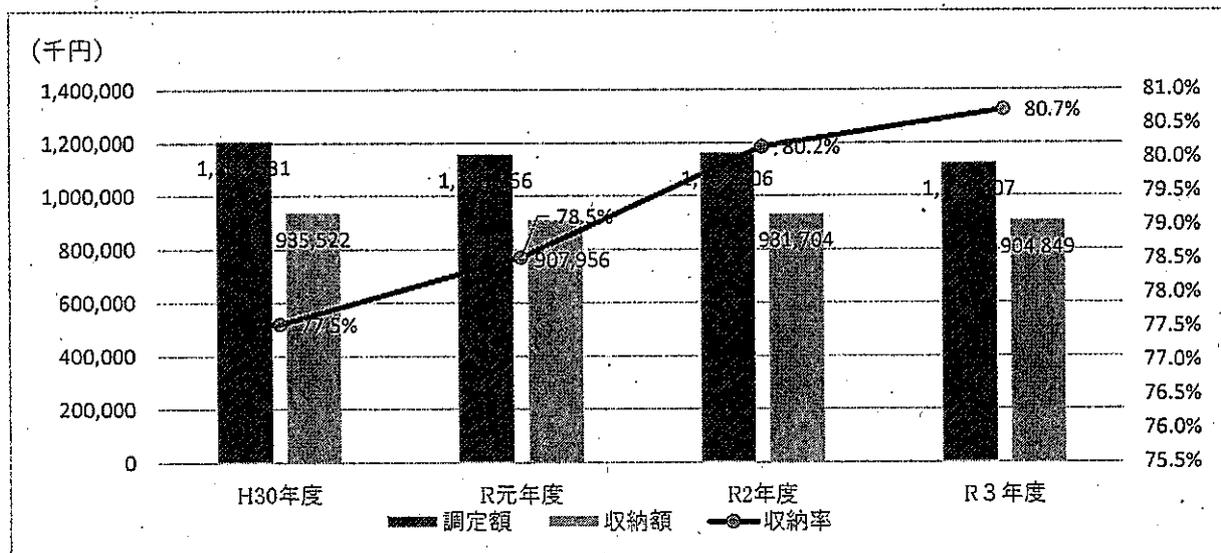
【国保税調定額及び収納額・収納率
(現年分)】



【国保税調定額及び収納額・収納率
(滞納繰越分)】



【国保税調定額及び収納額・収納率 (全体分)】

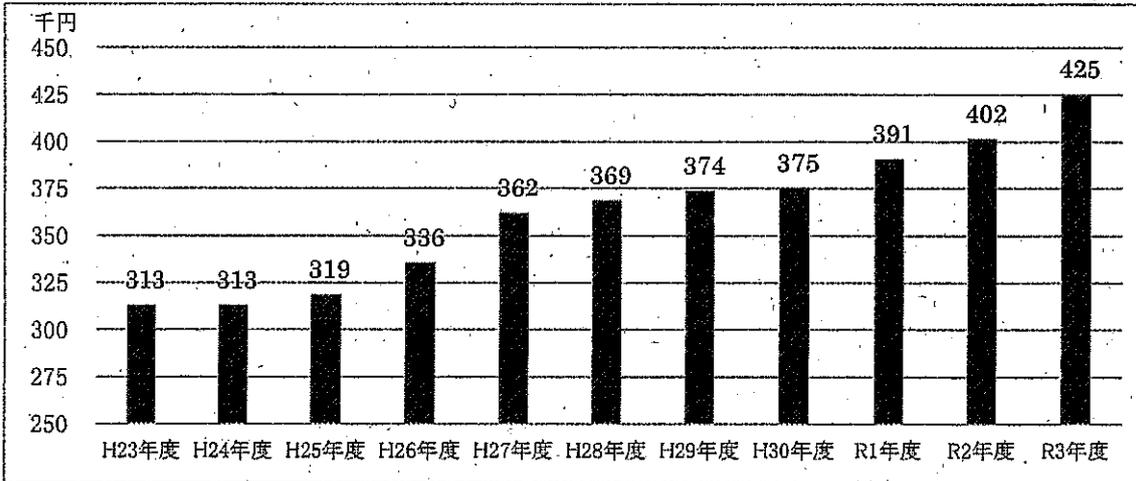


(3) 医療費の推移

医療費について、平成23年度以降徐々に増加しつつある。平成27年度はC型肝炎の新薬の影響等により、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ感染症」という。)受診控えが一部解消したことにより、1人あたりの医療費は前年より2万円以上増加した。

被保険者数の減少に加え、前期高齢者の増加、高額な医療等により、今後も医療費増加の傾向が続くと考えられる。

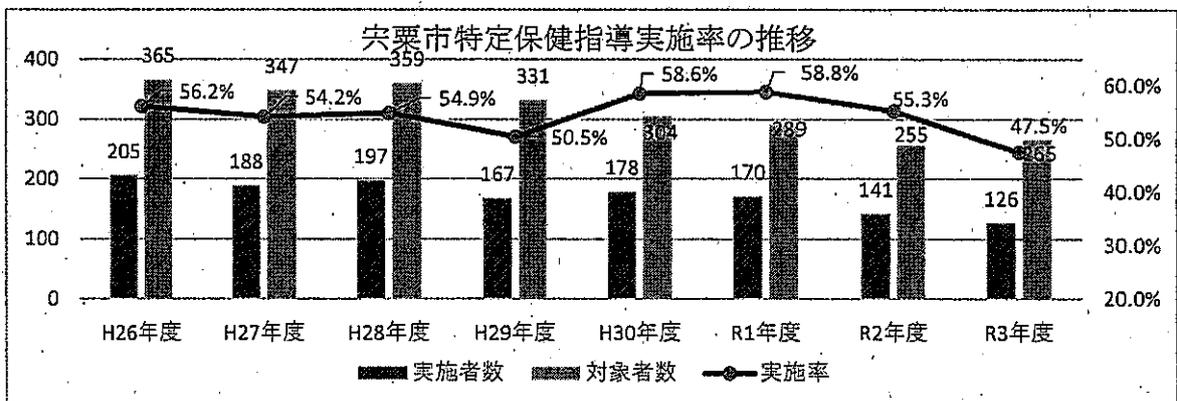
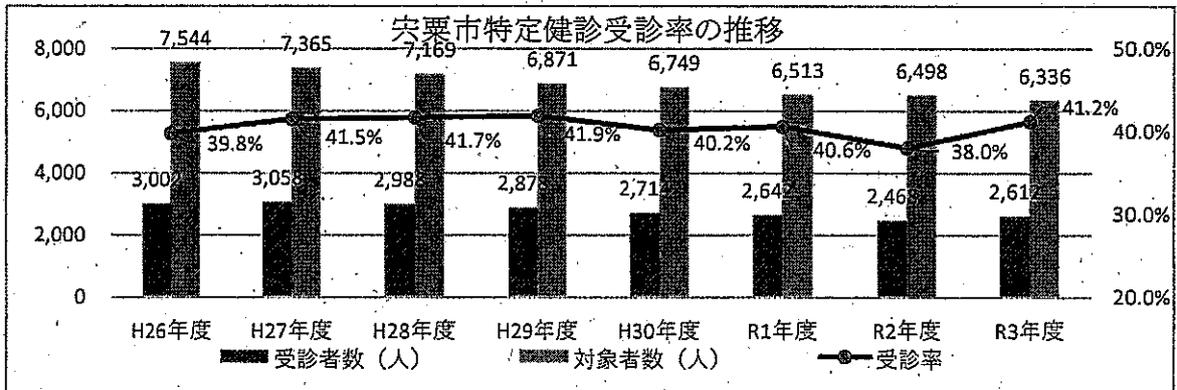
【1人あたりの医療費の推移】



※H23～R2 兵庫の国保(宍粟市年報データ)、R3 年報速報値(宍粟市年報データ)による

(4) 保健事業について

保健事業について、第2期宍粟市データヘルス計画(以下「データヘルス計画」という。)に基づき特定健康診査(以下「特定健診」という。)等の事業を行っている。特定健診受診率について令和2年度は新型コロナウイルスの影響で低下したが、令和3年度は受診控えが一部解消されるなど健康維持のため受診者が増加したため上昇している。また、特定保健指導実施率は新型コロナウイルス感染症の感染対策により特定健診会場で実施できなかったことが影響し、低下傾向にある。医療費の適正化を進めるためには重要な事業であるので、特定健診受診率、特定保健指導実施率向上に向け、対策を検討し取り組む必要がある。



以上、平成 30 年度からの県広域化を円滑に進めるとともに、宍粟市国民健康保険事業の健全運営に向けて、関係部署との協議、連携のもと、効果的かつ効率的に以下の主要事業を推進する。

特にまた、健康福祉部等の関係部署と連携を密にし、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、重症化予防事業に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めるものとする。

3. 主要事業

- (1) 適正な資格適用の推進
- (2) 収納率向上対策の推進
- (3) 保険給付の適正化
- (4) 医療費の適正化
- (5) 保健事業の推進
- (6) 広報啓発事業の推進
- (7) 地域包括ケアシステムの推進

4. 主な取組内容

(1) 適正な資格適用の推進

① 被保険者資格の適正化

ア オンライン資格確認によるデータ及び国民年金第 1 号・3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、被用者保険等の資格を取得した人に対して届出の勧奨を行う。また、職権にて資格喪失が可能な者については適切に資格喪失処理を行い、対象者へ通知する。被用者保険等の被扶養者資格取得が可能と思われる者へ勧奨を行う。

イ 被保険者資格の的確な把握を行うため、未申告者、擬制世帯、単身世帯を対象として調査を行い、資格適用の適正化に努める。

ウ 年金受給者情報を活用し、退職者医療制度の要件を満たしている人(被扶養者含む。)に対し、職権適用を行う。

(2) 収納率向上対策の推進

① 収納率の向上

職員の地域担当制により、財産調査や滞納処分等、責任をもって滞納整理に取り組むことで、滞納繰越額の縮減に努める。

また、国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性を踏まえ、継続的な訪問や電話による納税督促を行うなど、現年課税分の適正な徴収を図り、収納率の向上に努める。

【目標収納率 96.3%(令和 3 年度収納率 96.12%)】

② 口座振替・コンビニ納付等の推進

納期内納付推進のため、パンフレットやチラシによる納付啓発を行う。新規加入時にキャッシュカードを利用したペイジー口座振替制度について周知し、利用促進を図る。

また、被保険者が納付しやすい環境整備として、コンビニ納付やクレジット納付に加えて、令和 4 年度からスマホアプリ決済による納付を開始したことを周知することで、納税者の自主納付を促進し収納率の向上を図る。

③ 研修会等への参加と関係機関との連携

収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルアップを図るとともに、県等関係機関や近隣市町との連携強化により、滞納整理技術の習得に努める。

④ 納税相談の充実

納税相談や弁明書提出の機会を利用して収納率向上に努める。分納誓約を締結し、納付状況を確認した上で、短期被保険者証を交付する。納付催告や納税相談等に向に応じない場合は、税の公平負担の観点から資格証明書を交付するものとし、交付に際しては、資格担当と徴収担当が連携を密にし、適正な交付に努める。

⑤ 適正な滞納整理の実施

納税意思の見極めを行い、納付が見込まれない場合は、財産調査等を実施し、適正な滞納整理を行う。

(3) 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

医療機関から請求されたレセプトについて、診療内容や資格の点検を実施し、内容に疑義がある場合は、過誤調整や再審査請求を行う。無資格者については、医療機関への返戻や被保険者への返還請求を行うなど、適正な医療費請求に基づく保険者負担に努める。

② 柔道整復師等療養費等の適正化

柔道整復師へのかかり方等についてのパンフレット等による制度周知や患者調査などにより、被保険者に対し、知識の普及及び正しい受診方法の啓発を行う。

③ 第三者行為求償事務の取組強化

交通事故など第三者による傷病発生が疑われるレセプトについて、被保険者に対して調査を行い、第三者行為に該当すると判明した場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会等と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

④ 高額療養費等の支給の適正な実施

高額療養費及び高額介護合算療養費制度について、広報等により広く周知や啓発をするとともに、支給対象者に対し、申請勧奨通知を行い、制度の適正な実施に努める。また、申請の簡素化を適用している被保険者の支給にあたっては、内容を十分に精査した上で処理を行う。

(4) 医療費の適正化

① 医療費通知による意識啓発

健康に対する認識や適正受診の必要性について理解を得るため、医療費通知を年 6 回実施する。

② 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

ジェネリック医薬品差額通知や啓発ちらし配布などにより、ジェネリック医薬品の啓発を行うとともに、ジェネリック医薬品希望カードやシールを提供し、被保険者がより申しやすい環境づくりを行う。

また、ジェネリック医薬品の使用実績等を調査し、医療費削減に向けて更に啓発を進める。

【ジェネリック医薬品数量シェア率令和 3 年実績 85.1% 目標 85.6%】

③ 重複、多剤処方・重複頻回受診の適正化推進

適正受診を推奨し、医療費の適正化を図るため、重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師との連携により、お薬手帳の活用やチラシを配布し、適正受診指導等を実施する。

(5) 保健事業の推進

① 特定健診・特定保健指導の充実

ア 生活習慣病の発症を予防するため、40歳から74歳までの被保険者を対象として特定健診を実施する。また、みなし健診及び休日健診等、受診しやすい環境づくりについて検討する。

イ 特定健診の結果、「積極的支援、動機付け支援」に階層化された被保険者を対象として、生活習慣の改善等について指導を行い、生活習慣病予防に努める。

ウ 特定健診で「要治療」「要精密検査」通知を受けたにもかかわらず、長期にわたり医療機関を受診していない被保険者への早期受診勧奨を行う。

オ 特定健診受診率向上のため、申込みしたが受診しなかった者や過去受診歴があり当年度申込が無かった者について未受診者勧奨を行う。また40歳から60歳までの節目年齢の特定健診費用を無料または半額とし、対象者に受診勧奨を行う。

【特定健診受診率 令和3年度実績 41.2% 目標率 45%】

【特定保健指導実施率 令和3年度実績 47.9% 目標率 50%】

② 40歳未満の被保険者の生活習慣病予防健診と保健指導の実施

生活習慣病予備軍を早期に発見し、医療機関への受診につなげるため、20歳以上40歳未満の被保険者に対し生活習慣病予防健診及び健診の結果対象者には保健指導を実施する。

③ 生活習慣病の重症化予防の推進

糖尿病や高血圧症等生活習慣病重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びレセプトデータから抽出した指導対象者に対して、受診勧奨及び保健指導等を実施し、継続的な医療機関受診による対象者の症状改善や生活習慣の改善を目指す。

【データヘルス計画目標 保健指導実施率 糖尿病 100%・高血圧 100%】

医療機関受診率 糖尿病 60%・高血圧 42%】

④ 糖尿病性腎症重症化予防の推進

兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき、糖尿病の重症化予防にあわせて糖尿病性腎症重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びレセプトデータから抽出した指導対象者に対して保健指導等を実施する。

【データヘルス計画目標 保健指導実施率 100% 医療機関受診率 70%】

⑤ 歯周疾患(病)健診の実施

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健診にあわせて4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患(病)の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。

⑥ がん検診の受診推進

特定健診にあわせてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療を目指す。節目年齢に無料クーポンを配付し、受診勧奨を行う。

⑦ 被保険者の予防・健康づくり推進

被保険者がより健康や医療に関心を持ち、健康的な生活がおくれるよう、健康づくりにかかる教室等の実施やチラシ等による啓発に努める。また、スポーツ推進部署との連携により、運動教室等を実施し、健康づくりを推進する。

⑧ 特定健診等実施計画・データヘルス計画の推進

第3期特定健診等実施計画・第2期データヘルス計画にもとづき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施と医療費データ及び特定健診データを用いた効果検証を行う。また今年度は第3期特定健診等実施計画・第2期データヘルス計画の最終年であるため、効果検証を行うと同時に次期特定健診等実施計画・データヘルス計画の策定を行う。

(6) 広報啓発事業の推進

① 広報媒体の活用

広報誌やホームページ、しーたん通信、しそウチャンネル、SNS などのあらゆる広報媒体を活用し、国民健康保険の適正な資格取得や喪失、国民健康保険税の納付方法や納付時期などについて、周知啓発を行う。

② 効果的広報の実施

新規加入時での説明やパンフレットの配付、チラシを年次更新時に送付、また特定健診会場などで配布するなど、適時の啓発活動により、被保険者の国保制度や医療、健康に関する認識を高める。

(7) 地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・保健・福祉などの部局横断的な連携により、地域包括ケアシステムを推進する。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、国民健康保険の保健事業を連携して実施することにより、市民の健康づくりを推進する。

宍粟市国民健康保険事業計画 新旧対照表

令和4年度	令和5年度(案)
<p>1. 計画の目的</p> <p>市町村国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として医療保険制度の基盤的な役割を果たしているが、制度的に低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、保険税に対して医療費は高額となる傾向があり、また所得は低い水準にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えている。</p> <p>このような課題がある中、同一所得・同一保険料という保険制度の理想をめざし、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、平成30年度から県保険者に加わり、市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなり、平成31年1月には兵庫国民健康保険運営方針(以下「県運営方針」という。)が策定され、令和2年12月には、市町等との協議を経て令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする県運営方針の改定がされた。</p> <p>本計画は、県運営方針を踏まえ、宍粟市の地域実情に応じた国民健康保険事業運営を行うべく、令和4年度における基本方針及び主要事業と主な取り組みについて定める。</p>	<p>1. 計画の目的</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として医療保険制度の基盤的な役割を果たしているが、制度の特性として低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、保険税に対して医療費は高額となる傾向があり、また所得は低い水準にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えている。</p> <p>このような課題がある中、同一所得・同一保険料という保険制度の理想をめざし、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、平成30年度から県が保険者に加わり、市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなり、平成30年1月には兵庫国民健康保険運営方針(以下「県運営方針」という。)が策定された。また、令和2年12月には、市町等との協議を経て令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする県運営方針の改定がされた。また令和4年度には、令和9年度に標準保険料率の統一を達成するための方針として「兵庫県における保険料水準の統一にむけたロードマップ」(以下「ロードマップ」という)が作成された。本計画は、県運営方針及びロードマップを踏まえ、宍粟市の地域実情に応じ、かつ健全な国民健康保険事業運営を行うべく、令和5年度における主要事業と主な取り組みについて定める。</p>
<p>2. 基本方針</p> <p>平成30年度からの県広域化を円滑に進めるとともに、宍粟市国民健康保険事業の健全運営に向けて、関係部署との協議、連携のもと、効果的かつ効率的に事業を推進する。</p> <p>特に健康福祉部等の関係部署と連携を密にし、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、重症化予防事業に積極的に取り組み、年々増額する医療費を抑制するよう努めるものとする。</p>	<p>2. 宍粟市国民健康保険の現状と課題</p> <p>(1) 被保険者状況</p> <p>被保険者は令和元年度以降200人程度減少しており、その一方で65歳～74歳までの前期高齢者数は増加傾向にある。令和2年度以降前期高齢者の割合が50%以上になり、今後その傾向が続くと考えられる。また、令和4年10月から年金改正法成立による社会保険適用拡大、後期高齢者医療への移行等により、令和4年9月末から10月末までの被保険者数が100人程度減少する等、被保険者数が大きく減少している。</p>

【全被保険者数及び世帯数の推移】 グラフ
 【全被保険者数と前期高齢者数及び割合推移】 グラフ

(2) 国保税の状況

国保税について、以前は所得割、均等割、平等割、資産割の4方式であったが、県方針を受け、令和2年度に資産割を撤廃し3方式に改正した。兵庫県保事業運営の健全化に向けて、令和2年度、令和3年度に税率改正を実施した。収納率は年々向上しているが、被保険者数の減少により調定額・収入額は減少し、厳しい事業運営を迫られている。

【国保税調定額及び収納額・収納率（現年分）】グラフ

【国保税調定額及び収納額・収納率（滞納繰越分）】グラフ

【国保税調定額及び収納額・収納率（全体分）】グラフ

(3) 医療費の推移

医療費について、平成23年度以降徐々に増加しつつある。平成27年度はC型肝炎の新薬の影響等により、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の受診控えが一部解消したことにより前年より1人あたりの医療費が2万円以上増加した。

被保険者数の減少に加え、前期高齢者の増加、高額な医療等により、今後も医療費増加の傾向が続くと考えられる。

【1人あたりの医療費の推移】グラフ

(4) 保健事業について

保健事業について、第2期宍粟市データヘルズ計画（以下「データヘルズ計画」という。）に基づき特定健康診査（以下「特定健診」という。）等の事業を行っている。特定健診受診率について令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で低下したが、令和3年度には受診控えが一部解消されるなど健康維持のため受診者が増加したため上昇している上昇している。また、特定保健指導実施率は新型コロナウイルス感染症の感染対策により特定健診会場で実施できなかったことが影響し、低下傾向にある。医療費の適正化を進めるためには重要な事業であるので、特定健診受診率、特定保健指導実施率向上に向け、対策を検討し取り組みが必要である。

【宍粟市特定健診受診率推移】グラフ

【宍粟市特定保健指導実施率推移】グラフ

以上、平成 30 年度からの県広域化を円滑に進めるとともに、安栗市国民健康保険事業の健全運営に向けて、関係部署との協議、連携のもと、効果的かつ効率的に以下の主要事業を推進する。

特に健康福祉部等の関係部署と連携を密にし、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、重症化予防事業に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めるものとする。

3. 主要事業
- (1) 適正な資格適用の推進
 - (2) 収納率向上対策の推進
 - (3) 保険給付の適正化
 - (4) 医療費の適正化
 - (5) 保健事業の推進
 - (6) 広報啓発事業の推進
 - (7) 地域包括ケアシステムの推進

4. 主な取組内容
- (1) 適正な資格適用の推進
 - ① 被保険者資格の適正化
 - ア オンライン資格確認によるデータ及び国民年金第 1 号・3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、被用者保険等の資格を取得した人に対して届出の勸奨を行う。また、職権にて資格喪失が可能なる者については適切に資格喪失処理を行い、対象者へ通知する。被用者保険等の被扶養者資格取得が可能と思われる者へ勸奨を行う。
 - イ 被保険者資格の確かな把握を行うため、未申告者、擬制世帯、単身世帯を対象として調査を行い、資格適用の適正化に努める。
 - ウ 国民年金受給者情報を活用し、退職者医療制度の要件を満たしている人(被扶養者含む。)に対し、職権適用を行う。

- (2) 収納率向上対策の推進
 - ① 収納率の向上
職員の地域担当制により、財産調査や滞納処分等、責任をもって滞納

3. 主要事業
- (1) 適正な資格適用の推進
 - (2) 収納率向上対策の推進
 - (3) 保険給付の適正化
 - (4) 被保険者証と高齢受給者証の一体化及びブリガナ併記の実施
 - (5) 保健事業の推進・医療費の適正化
 - (6) 広報啓発事業の推進
 - (7) 地域包括ケアシステムの推進

4. 主な取組内容
- (1) 適正な資格適用の推進
 - ① 被保険者資格の適正化
 - ア オンライン資格確認によるデータ及び国民年金第 1 号・3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、被用者保険等の資格を取得した人に対して届出の勸奨を行う。また、被用者保険等の被扶養者資格取得の勸奨を行う。
 - イ 被保険者資格の確かな把握を行うため、未申告者、擬制世帯、単身世帯を対象として調査を行い、資格適用の適正化に努める。
 - ウ 国民年金受給者情報を活用し、退職者医療制度の要件を満たしている人(被扶養者含む。)に対し、職権適用を行う。

- (2) 収納率向上対策の推進
 - ① 収納率の向上
継続的な訪問や電話による納税督促を行うなど、職員の地域担当制により滞納徴収の取組を強化する。国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性を踏まえ、適正な徴収に努め、収納率向上に努める。

【目標収納率 95.3%】

- ② 口座振替・コンビニ納付等の推進
納期内納付推進のため、パンフレットやチラシによる納付啓発を行う。新規加入時にキャッシュカードを利用したペイジー口座振替制度について周知し、利用促進を図る。
また、被保険者にとってより納付しやすい環境を整えるため、コンビニ納付やクレジット納付に加えて、令和4年度からスマホアプリ決済による納付を開始すること、納税者の自主納付を促進し収納率の向上を図る。
- ③ 研修会等への参加と関係機関との連携
収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルのアップを図るとともに、県等関係機関との情報交換等により事例研究等に努める。

④(略)

(3) 保険給付の適正化

①(略)

② 療養給付費等の適正化

- 医療機関や柔道整復師へのかかり方等についてのパンフレット等による周知や医療費通知の実施などにより、被保険者に対し、正しい知識の普及を行う。
- ③ 第三者行為求償事務の取組強化
交通事故など第三者による傷病発生が疑われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当すると判明した場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会等と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

④(略)

整理に取り組むことで、滞納繰越額の縮減に努める。

また、国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性を踏まえ、継続的な訪問や電話による納税督促を行うなど、現年課税分の適正な徴収を図り、収納率の向上に努める。

【目標収納率 96.3%(令和3年度収納率 96.12%)】

- ② 口座振替・コンビニ納付等の推進
納期内納付推進のため、パンフレットやチラシによる納付啓発を行う。新規加入時にキャッシュカードを利用したペイジー口座振替制度について周知し、利用促進を図る。
また、被保険者が納付しやすい環境整備として、コンビニ納付やクレジット納付に加えて、令和4年度からスマホアプリ決済による納付を開始したことを周知することで、納税者の自主納付を促進し収納率の向上を図る。
- ③ 研修会等への参加と関係機関との連携
収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルのアップを図るとともに、県等関係機関や近隣市町との連携強化により、滞納整理技術の習得に努める。

④(略)

(3) 保険給付の適正化

①(略)

② 柔道整復師等療養費等の適正化

- 柔道整復師へのかかり方等についてのパンフレット等による制度周知や患者調査などにより、被保険者に対し、知識の普及及び正しい受診方法の啓発を行う。
- ③ 第三者行為求償事務の取組強化
交通事故など第三者による傷病発生が疑われるレセプトについて、被保険者に対して調査を行い、第三者行為に該当すると判明した場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会等と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

<p>(4) 被保険者証と高齢受給者証との一体化及びフリガナ併記の実施</p> <p>① 被保険者証と高齢受給者証との一体化 <u>県運営方針に基づき、また被保険者の利便性を向上するため、宋栗市において令和4年度に被保険者証と高齢受給者証の一体化を実施する。</u></p> <p>② フリガナ併記 <u>医療機関における円滑な窓口対応に資することから、一体化実施に合わせてフリガナ併記を実施する。</u></p>	<p>④ (略)</p> <p>(4) 医療費の適正化</p> <p>① 医療費通知による意識啓発 <u>健康に対する認識や適正受診の必要性について理解を得るため、医療費通知を年6回実施する。</u></p> <p>② 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進 <u>ジェネリック医薬品差額通知や啓発ならし配布などにより、ジェネリック医薬品の啓発を行うとともに、ジェネリック医薬品希望カードやシールを提供することにより、被保険者がより申し出しやすい環境づくりを行う。</u> <u>また、ジェネリック医薬品の使用実績等を調査し、医療費削減に向けて更に啓発を進める。</u></p> <p>【ジェネリック医薬品数量シェア率令和3年実績 85.1% 目標 85.6%】</p> <p>③ 重複、多剤処方・重複頻回受診の適正化推進 <u>適正受診を推奨し、医療費の適正化を図るため、重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師との連携により、お薬手帳の活用やチラシを配布し、適正受診指導等を実施する。</u></p>
<p>(5) 保健事業の推進</p> <p>① 特定健診・特定保健指導の充実</p> <p>ア 生活習慣病の発症を予防するため、40歳から74歳までの被保険者を対象として特定健診を実施する。また、みなし健診及び休日健診等、受診しやすい環境づくりについて検討する。</p> <p>イ 特定健康診査の結果、「積極的支援、動機付け支援」に階層化された被保険者を対象として、生活習慣の改善等について指導を行い、生活習慣病予防に努める。</p> <p>ウ 特定健康診査で「要治療」「要精密検査」通知を受けたにもかかわらず、長期にわたり医療機関を受診していない被保険者への早期受診勧奨を行う。</p> <p>エ 特定健康診査で「要治療」「要精密検査」通知を受けたにもかかわらず、長期にわたり医療機関を受診していない被保険者への早期受診勧奨を行う。</p> <p>オ 特定健診受診率向上のため、未受診者勧奨及び節目年齢の健診費用を無料または半額とし、対象者に受診勧奨を行う。また、みなし健診及び休日健診等、受診しやすい環境づくりについて検討する。</p>	<p>イ 特定健診の結果、「積極的支援、動機付け支援」に階層化された被保険者を対象として、生活習慣の改善等について指導を行い、生活習慣病予防に努める。</p> <p>ウ 特定健診で「要治療」「要精密検査」通知を受けたにもかかわらず、長期にわたり医療機関を受診していない被保険者への早期受診勧奨を行う。</p> <p>オ 特定健診受診率向上のため、申込みしたが受診しなかった者や過去受診歴があり当年度申込みが無かった者について未受診者勧奨を行う。また40歳から60歳までの節目年齢の特定健診費用を無料または半額とし、対象者に受診勧奨を行う。</p>

【特定健診実施目標率 56% 特定保健指導実施率 62%】

② 医療費通知による意識啓発

健康に対する認識や適正受診の必要性について理解を得るため、医療費通知を年6回実施する。

③ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

ジェネリック医薬品差額通知や啓発ちらし配布などにより、ジェネリック医薬品の啓発を行うとともに、ジェネリック医薬品希望カードやシールを提供することにより、被保険者がより申し出しやすい環境づくりを行う。

また、ジェネリック医薬品の使用実績等を調査し、医療費削減に向けて更に啓発を進める。

【ジェネリック医薬品目標普及率・85%】

④ 重複、多剤処方・重複頻回受診の適正化推進

適正受診を推奨し、医療費の適正化を図るため、重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師との連携により、お薬手帳の活用やチラシを配布し、適正受診指導等を実施する。

⑤ 生活習慣病の重症化予防の推進

糖尿病や高血圧症等生活習慣病重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びびレセプトデータから抽出した指導対象者に対して受診勧奨及び保健指導等を実施し、継続的な医療機関受診による対象者の症状改善や生活習慣の改善を目指す。

【データヘルス計画目標 保健指導実施率 糖尿病 100%・高血圧 100% 医療機関受診率 糖尿病 58%・高血圧 40%】

⑥ 糖尿病性腎症重症化予防の推進

兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき、糖尿病の重症化予防にあわせて糖尿病性腎症重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びびレセプトデータから抽出した指導対象者に対して保健指導等を実施する。

【データヘルス計画目標 保健指導実施率 100% 医療機関受診率 67%】

⑦ 歯周疾患(病)健診の実施

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健診にあわせた4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患(病)の早期

【特定健診受診率 令和3年度実績 41.2% 目標率 45%】

【特定保健指導実施率 令和3年度実績 47.9% 目標率 50%】

② 40歳未満の被保険者の生活習慣病予防健診と保健指導の実施

生活習慣病予防を早期に見出し、医療機関への受診につなげるため、20歳以上40歳未満の被保険者に対し生活習慣病予防健診及び健診の結果対象者には保健指導を実施する。

③ 生活習慣病の重症化予防の推進

糖尿病や高血圧症等生活習慣病重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びびレセプトデータから抽出した指導対象者に対して、受診勧奨及び保健指導等を実施し、継続的な医療機関受診による対象者の症状改善や生活習慣の改善を目指す。

【データヘルス計画目標 保健指導実施率 糖尿病 100%・高血圧 100% 医療機関受診率 糖尿病 60%・高血圧 42%】

④ 糖尿病性腎症重症化予防の推進

兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき、糖尿病の重症化予防にあわせて糖尿病性腎症重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びびレセプトデータから抽出した指導対象者に対して保健指導等を実施する。

【データヘルス計画目標 保健指導実施率 100% 医療機関受診率 70%】

⑤ 歯周疾患(病)健診の実施

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健診にあわせた4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患(病)の早期発見、早期治療につなげるともに、歯の健康への意識啓発を図る。

⑥ がん検診の受診推進

特定健診にあわせてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療を目指す。節日年齢に無料クーポンを配付し、受診勧奨を行う。

⑦ 被保険者の予防・健康づくり推進

被保険者がより健康や医療に関心を持ち、健康的な生活がおくれるよう、

発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。
また、若年層の受診率向上のため、個別健診の実施について検討する。

⑧ がん検診の受診推進

特定健診にあわせてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療を目指す。節日年齢に無料クーポンを配付し、受診勧奨を行う。

⑨ 被保険者の予防・健康づくり推進

被保険者がより健康や医療に関心を持ち、健康的な生活がおくれるよう、健康づくりにかかる教室等の実施やチラシ等による啓発に努める。また、スポーツ推進部署との連携により、運動教室等を実施し、健康づくりを推進する。

⑩ 第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画の推進

第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画にもとづき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効果的な保健事業の実施と医療費データ及び特定健診データを用いた効果検証を行う。

(6) 広報啓発事業の推進

① 広報媒体の活用

広報誌やホームページ、しーたん通信、しーたんチャネルなどのあらゆる広報媒体を活用し、国民健康保険の適正な資格取得や喪失、国民健康保険税の納付方法や納付時期などについて、周知啓発を行う。

② 効果的広報の実施

新規加入時での説明やパンフレットの配付、年次更新や特定健診会場などでチラシを送付、配布するなど、適時の啓発活動により、被保険者の国保制度や医療、健康に関する認識を高める。

(7) (略)

健康づくりにかかる教室等の実施やチラシ等による啓発に努める。また、スポーツ推進部署との連携により、運動教室等を実施し、健康づくりを推進する。

⑤ 特定健診等実施計画・データヘルス計画の推進

第3期特定健診等実施計画・第2期データヘルス計画にもとづき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効果的な保健事業の実施と医療費データ及び特定健診データを用いた効果検証を行う。また今年度は第3期特定健診等実施計画・第2期データヘルス計画の最終年であるため、効果検証を行うと同時に次期特定健診等実施計画・データヘルス計画の策定を行う。

(6) 広報啓発事業の推進

① 広報媒体の活用

広報誌やホームページ、しーたん通信、しーたんチャネル、SNS などのあらゆる広報媒体を活用し、国民健康保険の適正な資格取得や喪失、国民健康保険税の納付方法や納付時期などについて、周知啓発を行う

② 効果的広報の実施

新規加入時での説明やパンフレットの配付、チラシを年次更新時に送付、また特定健診会場などで配布するなど、適時の啓発活動により、被保険者の国保制度や医療、健康に関する認識を高める。

(7) (略)

令和5年度中央市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)

(単位:千円)

区分		令和4年度	令和5年度	当初予算比較	備考	
		当初予算額(A)	当初予算額(案)(B)	(B)-(A)		
歳入	1 国保税	現年分	847,262	828,535	△ 18,727	税率改正あり、被保険者数・収納率変動見込
		滞納繰越分	47,339	43,392	△ 3,947	滞納額及び収納率変動見込
		計	894,601	871,927	△ 22,674	
	2 一部負担金	2	1	△ 1		
	3 使用料及び手数料	480	480	0	督促手数料	
	4 県支出金	普通交付金	3,243,585	3,112,204	△ 131,381	歳出、保険給付費に充てる交付金
		特別交付金(保険者努力支援)	14,337	16,046	1,709	保険者努力支援指標の変更等
		特別交付金(特別調整交付金)	20,645	20,776	131	国交付金基準変動等影響
		特別交付金(県繰入金)	133,221	114,504	△ 18,717	県交付金基準変更及びインセンティブ分影響
		特別交付金(特定健診負担金)	9,892	9,892	0	特定健診・特定保健指導に係る交付金
計		3,421,680	3,273,422	△ 148,258		
5 財産収入	118	79	△ 39	基金利息分		
6 繰入金	一般会計繰入金	327,175	329,555	2,380	国県交付金・一般事務費・出産育児一時金等の一般会計からの繰入金	
	基金繰入金	0	0	0		
	計	327,175	329,555	2,380		
7 繰越金	1	1	0	前年度繰越金ある場合は、9月補正にて計上		
8 諸収入	13,168	13,476	308	特定健診個人負担金、第三者行為・資格過誤等による一部負担金		
歳入合計		4,657,225	4,488,941	△ 168,284		
歳出	1 総務費	67,398	60,696	△ 6,702	職員体制による変動、事務費減	
	2 保険給付費	3,243,586	3,112,205	△ 131,381	歳入/普通交付金と同額(傷病手当金(1千円を除く)県申請予定額と同額)	
	3 国民健康保険事業費納付金	1,276,220	1,248,591	△ 27,629	県通知による県全体運営にかかる納付金	
	4 保健事業費	31,872	33,039	1,167	特定健診、特定保健指導、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知等	
	5 基金積立金	118	79	△ 39	基金利息分	
	6 公債費	100	100	0		
	7 諸支出金	27,931	29,231	1,300	第三者行為・不当利得等県返還金・国保診療所特別会計への繰出など	
	8 予備費	10,000	5,000	△ 5,000		
歳出合計		4,657,225	4,488,941	△ 168,284		
差引収支額(歳入合計-歳出合計)		0	0	0		

標準保険料率算定結果比較表

No.	市町村保険者番号 市町村名称	区分	都道府県標準保険料率		市町村標準保険料率	
			前年度	算定率	前年度	算定率
1	00280024 姫路市	医療分	7.17%	44,070円	6.88%	29,783円
		支援金分	2.86%	17,042円	2.84%	11,913円
		介護分	2.71%	20,036円	2.67%	13,992円
2	00280032 尼崎市	医療分			7.53%	32,616円
		支援金分			2.85%	11,985円
		介護分			2.68%	14,064円
3	00280040 明石市	医療分			6.95%	30,108円
		支援金分			2.81%	11,806円
		介護分			2.64%	13,838円
4	00280057 西宮市	医療分			7.02%	30,390円
		支援金分			2.81%	11,806円
		介護分			2.64%	13,838円
5	00280065 洲本市	医療分			6.7%	29,025円
		支援金分			2.81%	11,813円
		介護分			2.64%	13,848円
6	00280073 芦屋市	医療分			6.98%	30,216円
		支援金分			2.81%	11,806円
		介護分			2.64%	13,838円
7	00280081 伊丹市	医療分			7.05%	30,541円
		支援金分			2.83%	11,873円
		介護分			2.66%	13,931円
8	00280099 相生市	医療分			6.85%	29,667円
		支援金分			2.81%	11,808円
		介護分			2.64%	13,841円
9	00280115 加古川市	医療分			6.66%	28,347円
		支援金分			2.81%	11,806円
		介護分			2.64%	13,838円

標準保険料率算定結果比較表

No.	市町村保険者番号 市町村保険者名	区分	市町村標準保険料率			平均年齢	平均収入
			医療分	支援金分	介護分		
10	00280131 赤穂市	医療分	7.17%	44,070円	0%	28,991円	16,784円
		支援金分	-2.86%	17,042円	0%	11,816円	7,656円
		介護分	2.71%	20,036円	0%	13,848円	6,759円
11	00280149 西脇市	医療分	6.79%	29,397円	0%	29,397円	19,047円
		支援金分	2.81%	11,820円	0%	11,820円	7,659円
		介護分	2.64%	13,856円	0%	13,856円	6,763円
12	00280156 宝塚市	医療分	7.44%	32,236円	0%	32,236円	20,887円
		支援金分	2.88%	12,075円	0%	12,075円	7,823円
		介護分	2.74%	14,360円	0%	14,360円	7,009円
13	00280164 三木市	医療分	7.14%	30,906円	0%	30,906円	20,025円
		支援金分	2.81%	11,811円	0%	11,811円	7,653円
		介護分	2.64%	13,846円	0%	13,846円	6,757円
14	00280172 高砂市	医療分	7.4%	32,064円	0%	32,064円	20,775円
		支援金分	2.85%	11,986円	0%	11,986円	7,766円
		介護分	2.69%	14,101円	0%	14,101円	6,883円
15	00280180 川西市	医療分	6.96%	30,154円	0%	30,154円	19,537円
		支援金分	2.81%	11,806円	0%	11,806円	7,649円
		介護分	2.64%	13,838円	0%	13,838円	6,754円
16	00280198 小野市	医療分	7.13%	30,875円	0%	30,875円	20,005円
		支援金分	2.81%	11,806円	0%	11,806円	7,649円
		介護分	2.64%	13,838円	0%	13,838円	6,754円
17	00280206 三田市	医療分	6.78%	28,373円	0%	28,373円	19,031円
		支援金分	2.81%	11,814円	0%	11,814円	7,655円
		介護分	2.64%	13,852円	0%	13,852円	6,761円
18	00280214 加西市	医療分	6.69%	28,524円	0%	28,524円	18,481円
		支援金分	2.81%	11,806円	0%	11,806円	7,649円
		介護分	2.63%	13,768円	0%	13,768円	6,720円

標準保険料率算定結果比較表

No.	市町村保険料率 市町村保険料率	市町村標準保険料率		市町村標準保険料率	
		所得割率	所得割率	所得割率	所得割率
		7.17%	44,070円		
		2.86%	17,042円		
		2.71%	20,036円		
		6.22%	26,939円	0%	17,455円
		2.82%	11,844円	0%	7,674円
		2.65%	13,908円	0%	6,788円
		6.9%	29,865円	0%	19,350円
		2.81%	11,806円	0%	7,650円
		2.64%	13,839円	0%	6,755円
		6.84%	29,601円	0%	19,179円
		2.81%	11,806円	0%	7,649円
		2.64%	13,838円	0%	6,754円
		7.09%	30,724円	0%	19,907円
		2.82%	11,860円	0%	7,684円
		2.66%	13,955円	0%	6,811円
		7.25%	31,387円	0%	20,336円
		2.84%	11,909円	0%	7,716円
		2.67%	14,012円	0%	6,839円
		5.8%	25,118円	0%	16,274円
		2.81%	11,809円	0%	7,651円
		2.64%	13,838円	0%	6,754円
		6.08%	26,351円	0%	17,073円
		2.81%	11,809円	0%	7,651円
		2.64%	13,838円	0%	6,754円
		5.88%	25,455円	0%	16,493円
		2.81%	11,806円	0%	7,649円
		2.64%	13,838円	0%	6,754円
		6.93%	29,990円	0%	19,481円
		2.81%	11,806円	0%	7,649円
		2.64%	13,838円	0%	6,754円

算定年度： 令和04年度
ケース： ケース2

標準保険料率算定結果比較表

No.	市町村名称 市町村保険料率	標準保険料率			算定保険料率		
		区分	算定率	標準率	算定率	標準率	算定額
28	00280438 たつの市	医療分	7.17%	7.17%	0%	28,710円	18,602円
		支援金分	2.86%	2.86%	0%	11,824円	7,661円
		介護分	2.71%	2.71%	0%	10,036円	6,762円
29	00280453 上郡町	医療分	6.51%	6.51%	0%	28,188円	18,264円
		支援金分	2.81%	2.81%	0%	11,806円	7,649円
		介護分	2.64%	2.64%	0%	13,838円	6,754円
30	00280461 法用町	医療分	6.09%	6.09%	0%	26,386円	17,096円
		支援金分	2.81%	2.81%	0%	11,809円	7,651円
		介護分	2.64%	2.64%	0%	13,840円	6,755円
31	00280503 茨栗市	医療分	6.72%	6.72%	0%	29,092円	18,849円
		支援金分	2.81%	2.81%	0%	11,811円	7,653円
		介護分	2.64%	2.64%	0%	13,847円	6,759円
32	00280578 香美町	医療分	5.24%	5.24%	0%	22,684円	14,698円
		支援金分	2.81%	2.81%	0%	11,806円	7,649円
		介護分	2.64%	2.64%	0%	13,838円	6,754円
33	00280628 新温泉町	医療分	5.61%	5.61%	0%	24,285円	15,735円
		支援金分	2.74%	2.74%	0%	11,519円	7,463円
		介護分	2.64%	2.64%	0%	13,838円	6,754円
34	00280651 養父市	医療分	6.5%	6.5%	0%	28,168円	18,250円
		支援金分	2.81%	2.81%	0%	11,814円	7,654円
		介護分	2.64%	2.64%	0%	13,859円	6,760円
35	00280701 柳井市	医療分	6.65%	6.65%	0%	28,777円	18,645円
		支援金分	2.77%	2.77%	0%	11,625円	7,532円
		介護分	2.57%	2.57%	0%	13,470円	6,574円
35	00280735 丹波市	医療分	7.28%	7.28%	0%	31,513円	20,418円
		支援金分	2.81%	2.81%	0%	11,806円	7,649円
		介護分	2.64%	2.64%	0%	13,838円	6,754円

宍粟市における保険税率の決定 (市町村の役割)

例年1月中旬に兵庫県から市町毎の事業費納付金と標準保険料率が示され、宍粟市国保は事業状況、財政状況等を踏まえて、翌年度の保険税率を決定しています。

兵庫県では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除く3方式をめざす方針が示されており、宍粟市においては、令和2年度より3方式による保険税率にしています。

令和5年度標準保険料率と宍粟市の現在税率

		所得割	資産割	均等割	平等割
兵庫県提示 の標準保険 料率	医療分	6.72%	—	29,092 円	18,849 円
	支援分	2.81%	—	11,811 円	7,653 円
	介護分	2.64%	—	13,847 円	6,759 円
令和4年度 宍粟市税率	医療分	6.85%	—	27,000 円	23,400 円
	支援分	2.55%	—	10,500 円	8,200 円
	介護分	2.23%	—	12,000 円	6,300 円

医療分: 国保被保険者の医療給付費など国保制度運営分

支援分: 後期高齢者医療制度を現役世代で支えるための支援金分

介護分: 介護保険制度運営分。介護保険2号被保険者(40歳~64歳)のみ対象

※ 事業費納付金として県へ納めた分の内、支援分と介護分は社会保険診療報酬支払基金を通じて、各保険者に交付される。

(後期分: 後期高齢者広域連合、介護分: 市町村)

所得割: 被保険者毎の所得にかかる国保税

資産割: 固定資産税に対してかかる国保税(R2年度より廃止)

均等割: 加入者にかかる国保税

平等割: 世帯にかかる国保税



令和5年度地方税制の改正（案）について

国民健康保険法施行令の改正に伴い、課税限度額の見直しと軽減判定所得の見直しを行います。

1 課税限度額の見直し

保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けています。

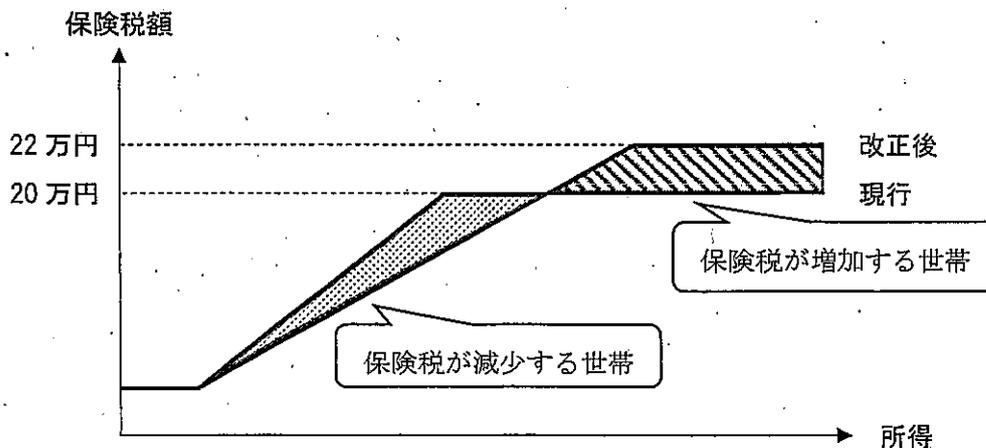
賦課限度額の推移

[単位：円]

年 度	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	合 計
平成25年度	510,000	140,000	120,000	770,000
平成26年度	510,000	160,000	140,000	810,000
平成27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
平成28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
令和元年度	610,000	190,000	160,000	960,000
令和2年度	630,000	190,000	170,000	990,000
令和3年度	630,000	190,000	170,000	990,000
令和4年度	650,000	200,000	170,000	1,020,000
令和5年度	650,000	220,000	170,000	1,040,000

令和4年度に3万円引き上げられましたが、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、令和5年度においては、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げる改正を行います。

課税限度額の改正イメージ

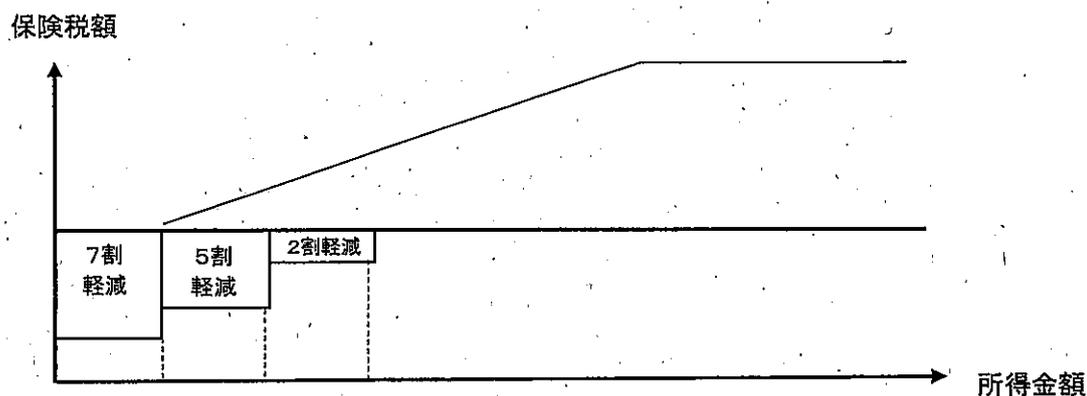


2 軽減判定所得の見直し

低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の基準となる金額の見直しについては、例年、消費者物価などの経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討されており、令和2年度において、2割軽減の軽減判定の基準を51万円から52万円に、5割軽減の軽減判定の基準を28万円から28.5万円に見直しが行われた。令和3年度からは見直しをせずに据え置かれていたが、令和5年祖においては、2割軽減の軽減判定の基準を52万円から53.5万円に、5割軽減の軽減判定の基準を28.5万円から29万円に見直す改正を行います。

軽減割合	改正前	改正後
7割	基礎控除額 (43万円)	基礎控除額
5割	基礎控除額 (43万円) + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除額 (43万円) + 29万円 × 被保険者数
2割	基礎控除額 (43万円) + 52万円 × 被保険者数	基礎控除額 (43万円) + 53.5万円 × 被保険者数

【軽減判定所得見直しイメージ】



安栗市国民健康保険税 税率・税額の推移

年度/課税	基礎課税率・額(医療費)					後期高齢者支援金等課税率・額					介護納付金課税率・額					限度額合計			
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額				
平成17年度	旧山崎町	5.00%	33.00%	24,600	23,800	530,000											80,000	610,000	
	旧一宮町	4.00%	34.00%	25,500	27,000	530,000												80,000	610,000
	旧波賀町	4.70%	34.00%	24,000	22,000	530,000												80,000	610,000
	旧千種町	4.60%	39.00%	26,000	29,000	530,000												80,000	610,000
平成18年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	530,000													90,000	620,000
平成19年度	5.60%	38.00%	29,000	27,000	560,000													90,000	650,000
平成20年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.50%	10.50%	9,900	6,300	90,000			90,000	680,000
平成21年度	4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.50%	10.50%	9,900	6,300	100,000			100,000	690,000
平成22年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	500,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	130,000	1.44%	5.40%	8,800	5,100	100,000			100,000	730,000
平成23年度	5.80%	23.00%	26,700	23,000	510,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	140,000	1.44%	5.40%	8,800	5,100	120,000			120,000	770,000
平成24年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.44%	4.61%	8,800	5,100	120,000			120,000	770,000
平成25年度	5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.44%	4.61%	8,800	5,100	120,000			120,000	770,000
平成26年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	510,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	160,000	1.61%	4.91%	9,400	5,700	140,000			140,000	810,000
平成27年度	5.89%	17.09%	27,300	24,100	520,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	170,000	1.61%	4.91%	9,400	5,700	160,000			160,000	850,000
平成28年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.96%	4.58%	9,400	5,700	160,000			160,000	890,000
平成29年度	6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.96%	4.58%	9,400	5,700	160,000			160,000	890,000
平成30年度	6.20%	9.70%	26,000	23,400	580,000	2.22%	3.00%	9,000	8,200	190,000	2.22%	3.10%	11,400	6,300	160,000			160,000	930,000
令和元年度	6.48%	4.85%	26,000	23,400	610,000	2.30%	1.50%	9,000	8,200	190,000	2.30%	1.77%	11,400	6,300	160,000			160,000	960,000
令和2年度	6.85%	0.00%	27,000	23,400	630,000	2.40%	0.00%	9,500	8,200	190,000	2.40%	0.00%	11,500	6,300	170,000			170,000	990,000
令和3年度	6.85%	0.00%	27,000	23,400	630,000	2.40%	0.00%	9,500	8,200	190,000	2.40%	0.00%	11,500	6,300	170,000			170,000	990,000
令和4年度	6.85%	0.00%	27,000	23,400	650,000	2.55%	0.00%	10,500	8,200	200,000	2.55%	0.00%	12,000	6,300	170,000			170,000	1,020,000
令和5年度	6.95%	0.00%	26,900	21,500	650,000	2.67%	0.00%	11,000	7,700	220,000	2.67%	0.00%	12,900	6,300	170,000			170,000	1,040,000
前年比較	0.10%	0.00%	1,900	△1,900	0	0.12%	0.00%	500	△500	20,000	0.26%	0.00%	900	0	0			0	20,000

※令和5年度は改正(案)

国民健康保険税(年税額)の比較

具体例1

世帯主(40歳)、配偶者(40歳)、子供2人の4人世帯で、給与収入が4,090,000円、課税所得金額は2,320,000円です。
低所得世帯に対する軽減が2割軽減の対象世帯です。

世帯主	40歳		現行		改正案		差		増減率	
			税率	税額	税率	税額	税率	税額		
配偶者	40歳									
子ども	2人									
給与収入	4,090,000円									
課税所得金額	2,320,000円									
軽減	2割									
		医療分	所得割	6.85%	100,010円	6.95%	101,470円	0.10%	1,460円	
		医療分	均等割		27,000円	28,900円	92,480円	1,900円	6,080円	
		医療分	平等割		23,400円	18,720円	21,500円	17,200円	△ 1,900円	△ 1,520円
		後期支援分	所得割	2.55%	37,230円	2.67%	38,982円	0.12%	1,752円	
		後期支援分	均等割		10,500円	33,600円	11,000円	35,200円	500円	1,600円
		後期支援分	平等割		8,200円	6,560円	7,700円	6,160円	△ 500円	△ 400円
		介護分	所得割	2.23%	32,558円	2.49%	36,354円	0.26%	3,796円	
		介護分	均等割		12,000円	19,200円	12,900円	20,640円	900円	1,440円
		介護分	平等割		6,300円	5,040円	6,300円	5,040円	0円	0円
			賦課額		339,318円		353,526円		14,208円	4.2%
			一人当たり		84,830円		88,382円		3,552円	4.2%

具体例2

世帯主(40歳)、配偶者(40歳)、子供2人の4人世帯で、営業収入が6,500,000円で課税所得金額が3,500,000円です。
低所得世帯に対する軽減は対象外です。

世帯主	40歳		現行		改正案		差		増減率	
			税率	税額	税率	税額	税率	税額		
配偶者	40歳									
子ども	2人									
営業収入	6,500,000円									
課税所得金額	3,500,000円									
軽減	対象外									
		医療分	所得割	6.85%	210,295円	6.95%	213,365円	0.10%	3,070円	
		医療分	均等割		27,000円	108,000円	28,900円	115,600円	1,900円	7,600円
		医療分	平等割		23,400円	23,400円	21,500円	21,500円	△ 1,900円	△ 1,900円
		後期支援分	所得割	2.55%	78,285円	2.67%	81,969円	0.12%	3,684円	
		後期支援分	均等割		10,500円	42,000円	11,000円	44,000円	500円	2,000円
		後期支援分	平等割		8,200円	8,200円	7,700円	7,700円	△ 500円	△ 500円
		介護分	所得割	2.23%	68,461円	2.49%	76,443円	0.26%	7,982円	
		介護分	均等割		12,000円	24,000円	12,900円	25,800円	900円	1,800円
		介護分	平等割		6,300円	6,300円	6,300円	6,300円	0円	0円
			賦課額		568,941円		592,677円		23,736円	4.2%
			一人当たり		142,235円		148,169円		5,934円	4.2%

具体例3

世帯主(65歳)、配偶者(65歳)の2人世帯で、年金収入2,230,000円、課税所得金額が0円です。
低所得世帯に対する軽減が7割軽減の対象世帯です。

世帯主	65歳	配偶者	65歳	子ども	0人	年金収入	2,230,000円	課税所得金額	0円	軽減	7割	現行		改正案		差		増減率	
												税率	税額	税率	税額	税率	税額		
医療分	所得割	6.85%	0円	6.95%	0円	0.10%	0円												
	均等割	27,000円	16,200円	28,900円	17,340円	1,900円	1,140円												
	平等割	23,400円	7,020円	21,500円	6,450円	△ 1,900円	△ 570円												
後期支援分	所得割	2.55%	0円	2.67%	0円	0.12%	0円												
	均等割	10,500円	6,300円	11,000円	6,600円	500円	300円												
	平等割	8,200円	2,460円	7,700円	2,310円	△ 500円	△ 150円												
介護分	所得割	2.23%	0円	2.49%	0円	0.26%	0円												
	均等割	12,000円	0円	12,900円	0円	900円	0円												
	平等割	6,300円	0円	6,300円	0円	0円	0円												
賦課額			31,980円		32,700円		720円												2.3%
一人当たり			15,990円		16,350円		360円												2.3%

具体例4

世帯主(65歳)、配偶者(65歳)の2人世帯で、年金収入が3,600,000円、課税所得金額が0円です。
低所得世帯に対する軽減が2割軽減の対象世帯です。

世帯主	65歳	配偶者	65歳	子ども	0人	年金収入	3,600,000円	課税所得金額	1,400,000円	軽減	2割	現行		改正案		差		増減率	
												税率	税額	税率	税額	税率	税額		
医療分	所得割	6.85%	36,990円	6.95%	37,530円	0.10%	540円												
	均等割	27,000円	43,200円	28,900円	46,240円	1,900円	3,040円												
	平等割	23,400円	18,720円	21,500円	17,200円	△ 1,900円	△ 1,520円												
後期支援分	所得割	2.55%	13,770円	2.67%	14,418円	0.12%	648円												
	均等割	10,500円	16,800円	11,000円	17,600円	500円	800円												
	平等割	8,200円	6,560円	7,700円	6,160円	△ 500円	△ 400円												
介護分	所得割	2.23%	0円	2.49%	0円	0.26%	0円												
	均等割	12,000円	0円	12,900円	0円	900円	0円												
	平等割	6,300円	0円	6,300円	0円	0円	0円												
賦課額			136,040円		139,148円		3,108円												2.3%
一人当たり			68,020円		69,574円		1,554円												2.3%

宍粟市国民健康保険事業基金の状況

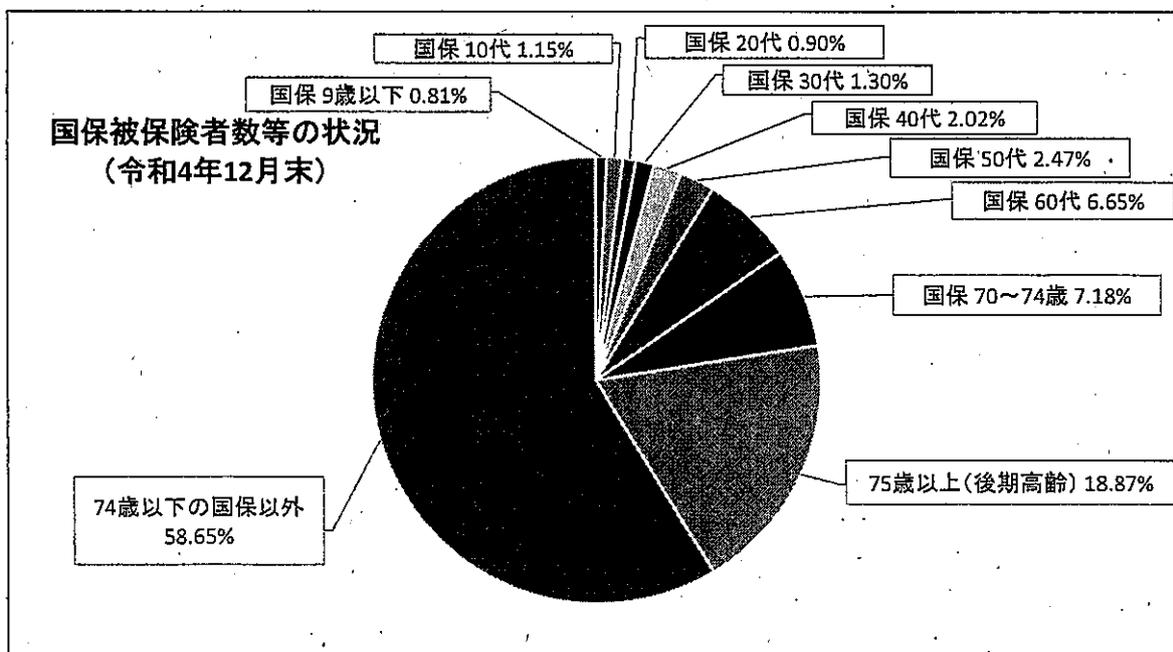
(単位:円)

年度	前年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	備考
平成17年度	166,607,079	185,861	156,818,887	9,974,053	
平成18年度	9,974,053	38,353,988	0	48,328,041	
平成19年度	48,328,041	50,883	11,000,000	37,378,924	
平成20年度	37,378,924	233,233	19,068,000	18,544,157	
平成21年度	18,544,157	14,642	0	18,558,799	
平成22年度	18,558,799	61,235	0	18,620,034	
平成23年度	18,620,034	50,273	0	18,670,307	
平成24年度	18,670,307	39,465	0	18,709,772	
平成25年度	18,709,772	33,390	0	18,743,162	
平成26年度	18,743,162	39063	0	18,782,225	
平成27年度	18,782,225	39145	18,821,370	0	
平成28年度	0	0	0	0	
平成29年度	0	0	0	0	
平成30年度	0	111,942,000	0	111,942,000	
令和元年度	111,942,000	13,864,884	0	125,806,884	積立額:利息分223,884円+決算 収支残13,641,000円
令和2年度	125,806,884	60,846	28,000,000	97,867,730	積立額:利息分 取崩額:R2不足額(償還金を見込 む)
令和3年度	97,867,730	157,334	27,000,000	71,025,064	積立額:利息分 取崩額:R3不足分(償還金を見込 む)
令和4年度 (予算)	71,025,064	117,630	0	71,142,694	積立額:利息分 取崩額は決算見込状況による
令和5年度 (予算)	71,142,694	78,257	0	71,220,951	積立額:利息分

国民健康保険加入被保険者数等の状況

年齢	令和2年度			令和3年度			令和4年度 (R4.12月末)		
	一般	退職	合計	一般	退職	合計	一般	退職	合計
0~4	125	0	125	113	0	113	123	0	123
5~9	180	0	180	168	0	168	162	0	162
10~14	220	0	220	209	0	209	199	0	199
15~19	255	0	255	223	0	223	207	0	207
20~24	176	0	176	178	0	178	160	0	160
25~29	144	0	144	143	0	143	158	0	158
30~34	213	0	213	187	0	187	174	0	174
35~39	298	0	298	295	0	295	285	0	285
40~44	329	0	329	330	0	330	305	0	305
45~49	431	0	431	412	0	412	409	0	409
50~54	443	0	443	454	0	454	437	0	437
55~59	491	0	491	480	0	480	436	0	436
60~64	857	0	857	801	0	801	774	0	774
65~69	1,792	0	1,792	1,676	0	1,676	1,574	0	1,574
70~74	2,513	0	2,513	2,579	0	2,579	2,535	0	2,535
計	8,467	0	8,467	8,248	0	8,248	7,938	0	7,938
世帯数			5,096			5,036			4,860

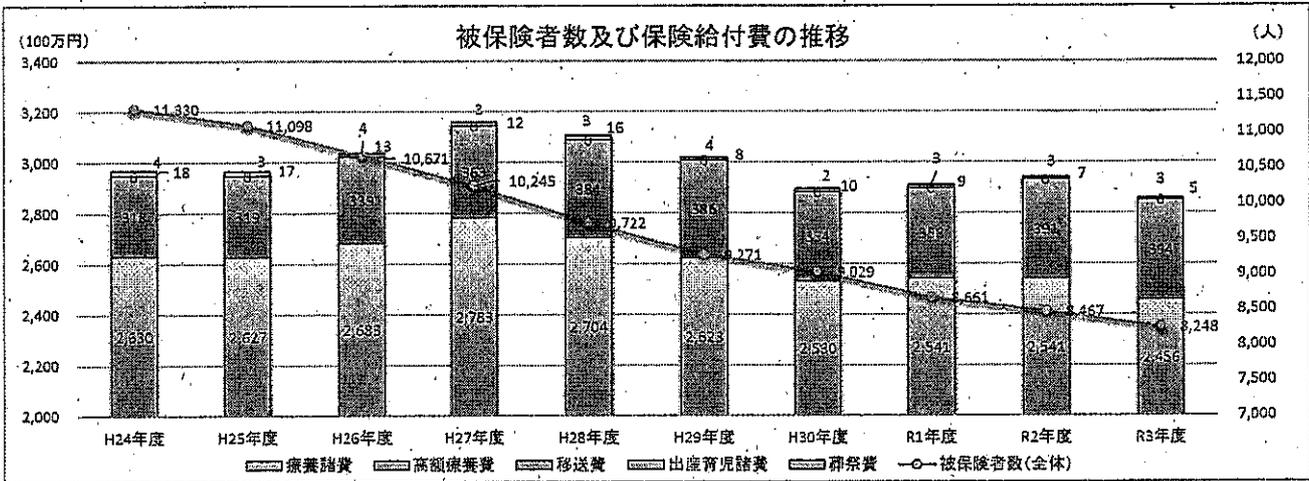
	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率
	36,360	8,467	23.29%	35,667	8,248	23.13%	35,307	7,938	22.48%
うち74歳以下	29,763	8,467	28.45%	29,063	8,248	28.38%	28,644	7,938	27.71%
うち75歳以上	6,597	-	-	6,604	-	-	6,663	-	-



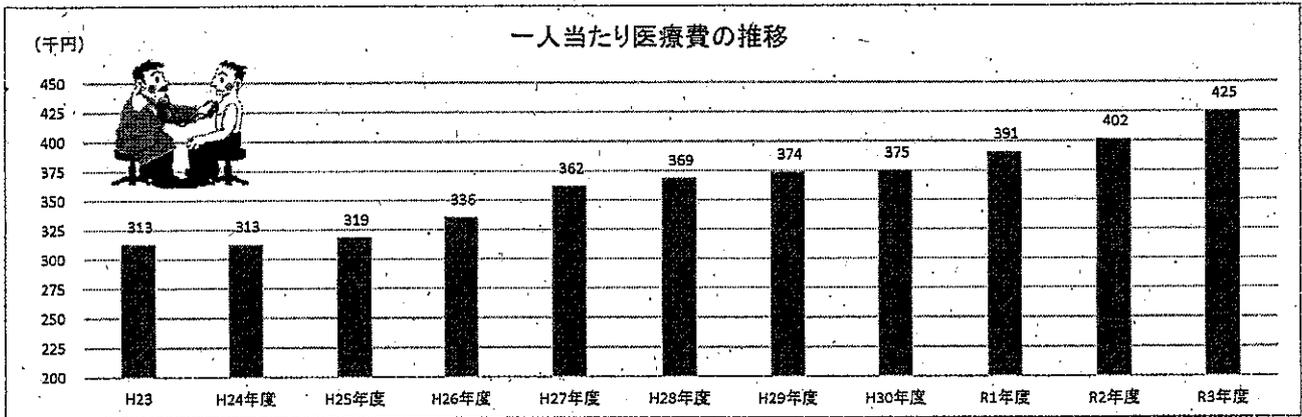
保険給付費の状況

年度	被保険者数 (全体)(人)	療養諸費	高額療養費	移送費	出産育児諸費	葬祭費	保険給付費計
H24年度	11,330	2,630,346	317,936	0	18,120	3,600	2,970,002
H25年度	11,098	2,627,372	319,466	0	17,091	3,250	2,967,179
H26年度	10,671	2,682,588	339,328	9	12,901	3,700	3,038,526
H27年度	10,245	2,782,538	362,952	0	11,950	3,300	3,160,740
H28年度	9,722	2,703,568	384,128	0	15,930	2,850	3,106,476
H29年度	9,271	2,623,138	385,674	0	7,758	3,800	3,020,370
H30年度	9,029	2,529,886	353,814	0	9,790	2,450	2,895,940
R1年度	8,661	2,540,719	357,939	0	9,071	3,400	2,911,129
R2年度	8,467	2,540,742	391,350	0	7,112	3,000	2,942,204
R3年度	8,248	2,456,362	394,276	0	4,606	3,050	2,858,294

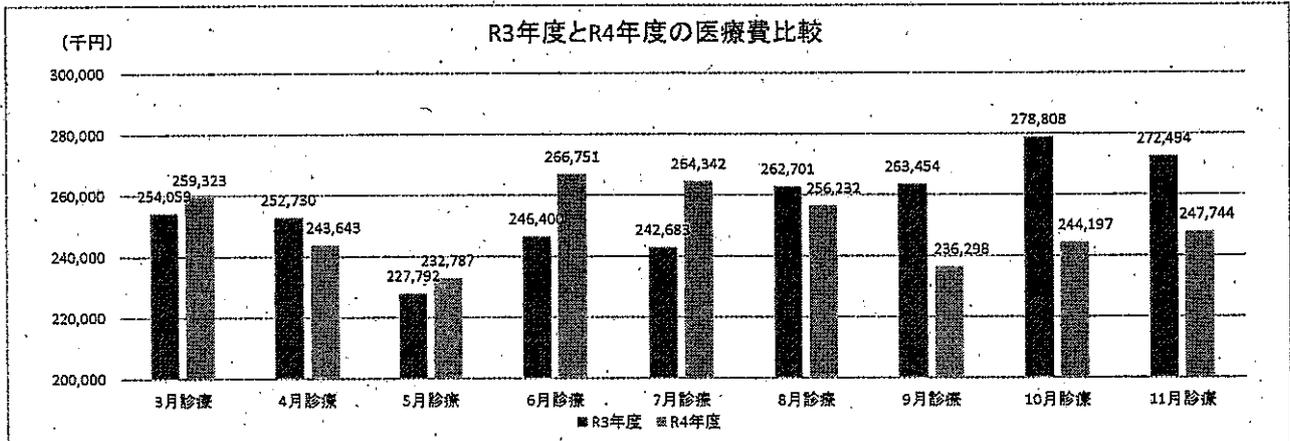
※療養諸費(療養の給付費・療養費)、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭費、保険給付費計の単位は千円



※被保険者数は年報による。国保特別会計決算保険給付費のうち、審査支払手数料を除く



※H23～R2兵庫の国保(兵庫県年報データ)、R3年報速報値(兵庫県年報データ)



※国保連からの請求及び現金給付等による(審査支払手数料を除く)

令和4年度宍粟市特定健診・がん検診の状況

令和4年度の宍粟市特定健診・がん検診を市内5か所で23日間実施し、総受診者数5,719名で、令和3年度より141名減少しました。コロナウイルス感染症の流行と年度途中で国保から社会保険に切り替わった方が多かったことが影響している可能性があります。

①令和4年度 特定健診・がん検診実績

(人)

健診日	健診会場	総受診数	特定	肺がん	胃がん	大腸	前立	肝炎	ABC
6月8日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	240	226	195	47	156	59	6	7
6月9日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	262	239	204	30	158	61	7	4
6月10日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	249	230	212	42	153	54	10	1
R4年度千種合計		751	695	611	119	467	174	23	12
R3年度千種合計		780	712	625	154	505	171	31	10
8月2日	メイプル福祉センター	219	201	174	33	126	50	9	3
8月3日	メイプル福祉センター	204	185	169	28	133	42	9	0
8月4日	メイプル福祉センター	211	197	170	29	138	47	8	2
R4年度波賀合計		634	583	513	90	397	139	26	5
R3年度波賀合計		636	604	534	91	395	134	24	4
8月23日	一宮市民協働センター	271	255	228	33	162	62	8	3
8月24日	一宮市民協働センター	222	206	195	23	121	48	7	1
8月25日	一宮市民協働センター	254	242	207	37	159	65	11	2
8月26日	一宮市民協働センター	275	254	236	42	160	49	6	2
8月30日	センター三方	201	186	167	21	133	53	3	2
8月31日	センター三方	168	160	137	26	100	29	3	2
R4年度一宮合計		1,391	1,303	1,170	182	835	306	38	12
R3年度一宮合計		1,427	1,338	1,230	223	841	315	38	8
9月14日	山崎文化会館	306	287	239	41	183	53	14	5
9月15日	山崎文化会館	314	290	244	54	217	76	14	3
9月16日	山崎文化会館	285	266	230	48	198	54	13	5
10月11日	山崎文化会館	302	279	244	40	192	75	5	2
10月12日	山崎文化会館	286	264	226	56	205	69	12	1
10月13日	山崎文化会館	272	246	218	35	187	62	11	2
10月14日	山崎文化会館	242	218	188	39	172	55	5	1
10月19日	山崎文化会館	297	279	251	47	202	62	10	3
10月20日	山崎文化会館	259	239	200	36	178	67	18	4
10月21日	山崎文化会館	217	203	171	32	150	53	3	6
12月2日	山崎文化会館	163	145	125	35	98	39	8	3
2月8日	大腸追加検診								
R4年度山崎合計		2,943	2,716	2,336	463	1,982	665	113	35
R3年度山崎合計		3,017	2,763	2,453	543	2,020	641	153	36
R4 宍粟市 合計		5,719	5,297	4,630	854	3,681	1,284	200	64
R3 宍粟市 合計		5,860	5,417	4,842	1,011	3,761	1,261	246	58

※大腸がん検診受診数は速報値

②特定健診受診者数(受診当日の区分)

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宍粟市国保(40~74歳)	3,295	3,194	3,082	2,855	2,798	2,596	2,813	2,697
39歳以下等	420	376	379	309	293	294	289	276
後期高齢医療(75歳以上)	1,409	1,450	1,459	1,422	1,404	1,369	1,373	1,424
社保被扶養者等	1,053	1,024	994	968	989	932	942	900
受診者合計	6,177	6,044	5,914	5,554	5,484	5,191	5,417	5,297

令和4年度 特定健診受診者の状況

39歳以下等, 276

国保(40~74歳), 2,697	後期高齢(75歳以上), 1,424	社保被扶養者等, 900
----------------------	-----------------------	-----------------

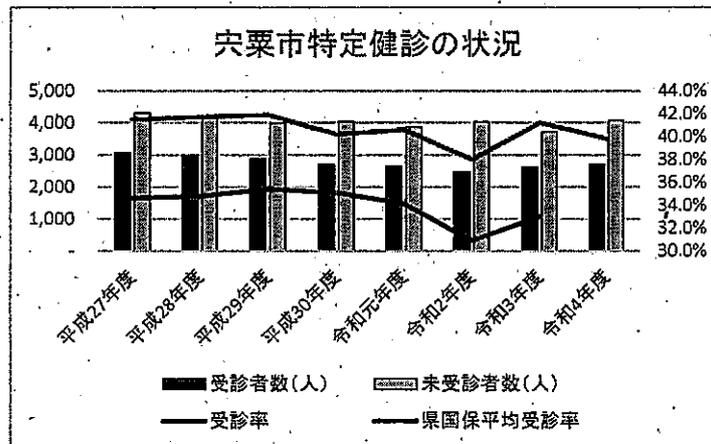
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

③ 宍粟市国保特定健診受診数・率

受診者のうち、年間を通して宍粟市国保の加入者の受診率（国への報告数値）は県平均を上回っている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数（人）	7,365	7,169	6,871	6,749	6,513	6,498	6,336	6,772
受診者数（人）	3,058	2,988	2,878	2,714	2,642	2,468	2,612	2,697
受診率	41.5%	41.7%	41.9%	40.2%	40.6%	38.0%	41.2%	39.8%
県国保平均受診率	34.6%	34.8%	35.4%	35.1%	34.1%	30.9%	33.0%	

資料：令和3年度までは特定健診法定報告 令和4年度対象者数は暫定数値（令和4年12月現在）



④ がん検診

令和4年度の特定健診がん検診会場で実施したがん検診、別会場で実施した乳がん検診と子宮頸がん検診を合わせるとがん検診の受診者延べ人数は12,575名であった。令和4年度のがん検診受診数は令和5年1月11日現在の速報値。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肺がん	総受診者数	5,824	5,675	5,501	5,155	5,086	4,848	4,630
	がん発見数	0	1	1	0	0	0	1
胃がん	総受診者数	1,735	1,488	1,330	1,236	1,126	1,005	854
	がん発見数	1	2	1	2	1	5	1
大腸がん	総受診者数	4,087	3,992	3,919	3,777	3,785	3,678	3,681
	がん発見数	9	9	5	2	1	4	2
肝炎ウイルス検査	総受診者数	546	308	234	250	201	316	246
	陽性者	1	0	0	2	1	2	2
前立腺がん	総受診者数	1,467	1,418	1,352	1,287	1,312	1,230	1,261
	がん発見数	14	10	6	5	3	6	2
胃の健康度検査	総受診者数		426	187	96	88	57	58
	がん発見数		0	0	0	0	0	0
乳がん	総受診者数	1,654	1,515	1,033	917	1,057	933	1,034
	がん発見数	2	5	3	6	3	5	1
子宮頸がん	総受診者数	1,570	1,440	1,501	1,161	1,352	1,242	1,351
	がん発見数	0	2	0	0	0	0	0
合計	総受診者数	16,883	15,836	15,057	13,879	14,007	13,309	13,564
	がん発見数	26	29	16	15	8	20	7

※受診者数：受診者総数（年齢規定等のある国県報告数値と異なる）
 ※がん発見数：国県報告後に結果がわかる場合があり、国県報告数値と異なる場合あり
 ※合計：がん発見数には、がん疑い、肝炎ウイルス検査陽性者含まない数
 ※令和3年度の受診数・がん発見者数は令和4年5月10日現在の速報値。

⑤ 成人歯科健診

平成29年度より特定健診時に、歯科医師会の協力を得て、歯科医師による、問診、歯科健診、歯周病チェック、嚥下チェック、歯科指導等を行っている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数（人）	138	109	109	103	107	103